

事業報告書（令和6年度）

第1 はじめに

国際交流事業の大きな柱である奨学金給付事業にあつては、17人の外国人奨学生への支給を行った。

また、日本人奨学生のうち、交換留学生は3人を選考した。

令和4年度から実施した学位を取得する4年間の留学生は1人を選考した。

現在は、2人がイギリスの大学へ留学している。

第2 活動方針

令和6年度の活動方針は、以下の4事業として取り組んだ。

- 1 在阪留学生に対する奨学金支給等事業
- 2 在阪留学生支援事業
- 3 在阪外国人支援事業
- 4 在阪日本人学生が外国大学に留学する際の奨学金支給事業

第3 組織運営体制の整備（参考：別添「現役員一覧表」）

1 評議員の退任に伴う新規評議員の選任

令和6年6月19日の評議員会において、井田進評議員の退任に伴い、新たに青山伸之評議員が選任された。

2 理事の退任に伴う新規理事の選任

令和6年6月19日の評議員会において、二村勲理事及び宮崎光一理事の退任に伴い、新たに乾優理事及び松井啓理事が選任された。

3 理事長、専務理事の選定

理事会において、南條智宣理事長及び松井啓専務理事が選定された。

4 財務基盤の確保

(1) 寄付金の受入れ

大遊協社会貢献事業会から当財団に対して令和6年度の寄付金として、300万円を寄付する旨申し出があったので、これを令和6年10月10日受け入れ運用財産に組み入れた。

(2) 会費収入

令和6年度の賛助会費収入は、単位組合としての法人会費は得ることをできなかったが、これ以外の企業、団体の法人等の会費は125.5口、251万円

の会費収入を得た。

第4 事業の推進結果

1 在阪留学生に対する奨学金支給等事業

(1) 奨学金支給の効果的推進

ア 奨学金の支給

当財団は国際交流の促進と国際都市大阪の発展に寄与することを目的として、府内の留学生の生活及び勉学支援のため、返還義務のない奨学金（学部生月5万円）を支給した。

令和6年度は、選考した17人（新規受給者6人、継続受給者11人）に奨学金を支給した。奨学金受給者は中国（3人）、韓国（4人）、ベトナム（4人）、インドネシア（4人）、台湾（1人）、モンゴル（1人）の6カ国・地域の出身であった。

イ 令和7年度新規奨学生の選考

当財団の奨学金制度の本旨である「優秀でありながら経済的理由で修学が困難な留学生に資金を給付・援助する。」に則り令和7年度の新規奨学金受給者5人を選考した。

令和6年9月に、府内16大学へ推薦を依頼した結果、15大学から推薦状と小論文を付して学部生等19人の推薦があった。

書類選考及び奨学生選考委員による小論文の採点等の結果に基づき、奨学生選考委員会を開催し、5人の新規奨学生を理事長に答申した。これを受けて、理事長が決定・発表し、3月3日の理事会に報告した。

(2) 令和6年度奨学金受給証書交付式

令和6年4月9日、ホテルプリムローズ大阪において、「令和6年度奨学金受給証書交付式」を実施した。来賓として大阪府から一坂浩史国際交流監が出席した。

同交付式では、受給証書の交付、来賓の激励、当財団から財団設立の趣旨、事業内容を説明し、奨学生としての心構え、遵守事項等の指導を行った。

(3) 奨学生卒業文集の作成配付

令和7年春の奨学生卒業生6人に対して、「留学生活の思い出」「今後の抱負」「日本についての感想」等についての作文の提出を求めた。それぞれが、社会見学会、年末交流会、日本文化体験会などの楽しい思い出、日本での就職後の抱負、大遊協奨学金に対する感謝の念等、日本で学んだことを活かす抱負等が綴られていた。

そして、令和7年2月にこの文集を、卒業生にとっては留学の思い出、今

後の励みとするため、後輩奨学生にとっては教訓、道標とするため、卒業生本人及び後輩奨学生等に配付した。

また、賛助会員、寄付者等にも配付して、浄財に対する奨学生からの謝意を伝えるとともに当財団から賛助会員等への活動状況報告の一環とした。

(4) 奨学生座談会

令和6年7月10日、11日、12日の3日間、当財団会議室において、奨学生と日本人奨学生の23人を3グループに分け当財団役職員との座談会を開催した。

活発な意見交換がなされ、外国人奨学生のみならず、参加した日本人留学生からも非常に充実した時間が過ごせたとの声が多く聞かれた。

(5) 奨学生親睦交流会

令和6年の親睦交流会は12月7日（土）に28人のOBと奨学生17人及び大学担当者が出席者して実施した。

また、民族衣装を着用した奨学生もいた。

前半は、テーブルごとのチームに分かれ、国旗の国名当てクイズなどを行い、その国の文化等が紹介された。

後半は、OBの代表から近況報告を行ない、卒業予定の奨学生には一人ひとりから、自身の就労、4年間の学生生活、後輩へのアドバイス等について発表した。更に財団事務局からは、年末年始の過ごし方、ひったくりなどの犯罪や交通事故の被害に遭わないための注意喚起も行った。

同交流会は、奨学生の生活に役立つ情報の提供の場であると共に、一方では遠く母国を離れて年末年始を異国の地で過ごす奨学生等を慰労、親睦を図る場でもある。交流会の後半には昼食を摂りながら、景品の抽選会を楽しむなどクリスマスパーティー的な要素を含むものであった。

(6) 国際理解教育で奨学生を外国人サポーターとして中学校に派遣

同事業は、(公財)大阪府国際交流財団（以下OFIXという。）と共催である。当財団の奨学生とOFIXに登録する留学生とで外国人サポーターのチーム（2～4人）を編成し、グローバル人材育成をめざし府内の小・中・高校及び支援学校で、母国の文化や歴史の講義、体験学習などを通じ直接生徒に語りかけ、国際理解教育を行うものである。奨学生が自らの留学経験を活かして行うことから、奨学生自身のモチベーション向上にも繋がっている。

令和6年度は、当財団奨学生を3名、3回派遣した。

(7) 当財団と元奨学生とのネットワークの強化

奨学生として大学、大学院を卒業した後は、日本国内で就職した者、母国で就職した者等に分かれ、連絡が途絶えることが多く、卒業後の動向を把握することは困難であるが、連絡文書の郵送、直接電話やインスタグラムを活

用し、元奨学生の動向把握に努めている。現在国内在住の元奨学生は122人を把握している。

(8) 「未来っ子カーニバル」への参画

毎年12月に大阪府遊技業組合連合会青年部会が、児童養護施設や（一財）大阪交通災害遺族会の子ども（約1,800人）を招待し、クリスマスとしての1日を楽しく過ごす「未来っ子カーニバル」を主催しているが、令和6年度は令和6年12月15日（日）に開催され当財団も奨学生9人とともに参画した。

2 在阪留学生支援事業

(1) 社会見学会の実施

9月27日（金）に、外国人留学生を含む奨学生15人で南紀白浜での社会見学会を実施した。アドベンチャーワールドでは、日本での動物展示の方法やふれあい方、また、三段壁では、熊野水軍から日本の歴史及び文化を深く感じた。

(2) 日本文化体験会（国際交流茶会）の実施

日本文化体験会は、茶道裏千家淡交会大阪西青年部、当財団、公益財団法人大阪国際交流センター（三者の共催）、大阪国際交流センター（協力）の四者が役割を分担して実施している。茶道の所作を学び、着物の着付け体験を実施し、参加者も92人あった。

(3) 広報紙「エクスチェンジ」の発行

当財団では、事業の紹介及び奨学生勧誘の広報紙として、「エクスチェンジ」を発行している。平成21年11月に創刊号を発行以来、年1～2回のペースで継続発行している。

令和6年度は3月に発行し関係各所に送付した。

3 在阪外国人支援事業

(1) 各種困りごと相談

当財団では、在阪外国人が滞在中、安心安全な生活を送る一助として在阪留学生・外国人から日常的な範囲の悩み事相談を受け付け、これに対する基本的なアドバイス、側面的な援助を行っている。

同相談事業は、当財団事務所に相談室を設置し、ホームページに相談要領等を掲載して相談環境を整えるとともに、専門的知識を要する相談など必要な場合には関係行政機関、法律専門家等を紹介している。

本期間中の相談件数は、対人関係や奨学金申請、他国への留学に関する相談等13件であった。

(2) 犯罪・事故被害防止の啓発活動

ア 大阪府警察本部と合同による広報啓発資料の作成配付

当財団では、これまでに大阪府警察本部と連携して英語、中国語、ハングル語の他8か国語で、「犯罪の被害に遭わないために」とする防犯リーフレットや「このような時は警察に通報を！」という通報案内チラシを作成し、留学生に配付した。

更に、平成31年3月に外国人が被害に遭いやすい事件事故の内容を平易に漫画的に描いた防犯啓発資料を英語、中国語、ハングル語の3か国語で作成した。大阪府警察本部では、警察施設、空港、主要な駅、ホテル等に配布するとともに、府警のホームページで紹介している。

また、令和6年度には、性犯罪被害から身を守るための広報用うちわ（英語と日本語の併記）を作成し、留学生に配付した。

イ 防犯DVDの活用

大阪は、女性が被害に遭う性犯罪の発生が多いことから、外国人を含む女性を対象とした性犯罪に的を絞った啓発用DVDを大阪府警察と連名で作成しており、当財団と大阪府警察のそれぞれの行事の際、このDVDを活用して性犯罪被害防止啓発活動を行っている。

4 在阪日本人学生が外国大学に留学する際の奨学金支給事業

(1) 奨学金支給の効果的推進

ア 令和6年度新規奨学生の選考

○ 交換留学（約1年）

当財団の奨学金制度の本旨である「優秀でありながら経済的理由で修学が困難な留学生に資金を給付・援助する。」に則り、令和6年度の新規奨学金受給者3人を選考した。

府内6大学へ推薦を依頼した結果、推薦状と小論文を付して5人の推薦があった。

書類選考及び奨学生選考委員による小論文の採点等の結果に基づき、奨学生選考委員会を開催し、3人の新規奨学生を理事長に答申した。これを受けて、理事長が決定した。

○ 学位取得留学（4年間）

令和4年度から実施した新規事業である。

大阪府に対して応募の取りまとめを依頼した結果、5人の希望者があった。

書類選考及び奨学生選考委員による小論文の採点、面接等を実施した後、奨学生選考委員会を開催し、1人の新規奨学生を理事長に答申した。これを受けて、理事長が決定した。

イ 奨学金の支給

令和2年度から新規事業として実施しており、返還義務のない奨学金月10万円（留学期間中）を支給する。

令和6年度は、交換留学については3人を奨学金支給の対象者とした。留学先はフランス、カナダ、ペルーであった。

また、学位取得留学については令和4年度から1人を奨学金支給の対象者とした。

現在、学位取得留学は、イギリスに2人（3年生と1年生）である。

(2) 令和6年度奨学金受給証書交付式

令和6年7月2日、ホテルプリムローズ大阪において、奨学金受給証書交付式を実施した。来賓として一坂浩史大阪府国際交流監が出席した。

同交付式では、受給証書の交付、理事長挨拶、来賓の激励、奨学生としての心構え、遵守事項等の指導を行った。

第5 広報活動

1 大阪府警察と合同で啓発用リーフレット、DVDの作成・活用

当財団と大阪府警察の連名で犯罪や事故に遭わないための啓発用資料を作成して、それぞれの組織における関連行事の際、配付、活用して、当財団の犯罪・事故抑止活動を広報している。

2 広報紙「エクステンジ」（定期）の発行

奨学生、大学等の関係者に当財団の活動状況を広報することを目的に年間1回～2回発行している。令和6年度は3月に発行した。

3 業界紙・誌等を活用した広報活動

賛助会員として多くの遊技業関係者を有する当財団にとって、遊技業の業界紙・誌を通じて財団事業を広報することは当財団運営に理解を得る上で有効な手段である。

令和6年度は、日本人留学生奨学金受給証書交付式をこれら業界紙・誌に情報を提供した結果、それぞれの業界紙・誌やスポーツ各紙に掲載される等所期の目的を達成した。

4 大遊協広報誌「大遊協スクエア」の活用

当財団の賛助会員の多くが加盟する大遊協が発行する「大遊協スクエア」（年2回発行）に当財団の活動状況を取り纏めたものを掲載依頼して、当財団行事の開催状況やレポートを掲載し、今後の更なる理解と協力を得るよう努めた。

5 ホームページ並びにInstagramの活用

ホームページは、社会の情報伝達手段としては、最も有効な手段の一つであ

る。当財団では、ホームページを通じて、奨学生への勧誘や財団運営に対する情報公開の要請にも応えたとの認識の下、活動状況をその都度更新継続した。

また、Instagramは写真や文字での情報交換ができ、当財団の活動を周知するとともに、財団卒業生とも連絡を取るツールとして活用した。

第6 情報公開の推進

～当財団の業務及び財務に関する資料の開示～

公益財団法人としての業務・財務運営の透明化を図るため、過去5年間の業務及び財務に関する資料を当財団に備付、請求に応じて閲覧に供することとしている。またホームページに一部掲載し情報を開示している。

令和6年度中の資料についても当財団に備付け、閲覧要求に応じて開示することにし、その開示に当たっては、個人情報の保護には格段の配慮を行うこととしている。

なお、令和6年度中における閲覧請求はなかった。

※ 事業報告の内容を補足する重要な事項はないため、事業報告の附属明細書は作成していない。

以 上

別添

現役員一覧表

令和7年3月31日現在

【 評議員 5名 】 5名以上9名以内

氏 名	職 名 等
平川 容志	大阪府遊技業協同組合 理事長
藪口 隆	御堂筋法律事務所 弁護士
森 一貫	帝塚山大学 名誉教授
嘉悦 靖人	元 大阪府警察本部 警備部参事官
青山 伸之	元 大阪府警察本部 第一方面本部長

【 理 事 8名 】 5名以上10名以内

氏 名	職 名 等
段 正峰	大阪府遊技業協同組合 副理事長
大山 秀一	大阪府遊技業協同組合 副理事長
兼行 由利子	関西大学 名誉教授
北山 環	近畿大学 名誉教授
富永 なおみ	読売 TV 株式会社 産業医
乾 優	元 大阪府警察本部生活安全総務課長
南條 智宣	元 大阪府警察本部 総務部長
松井 啓	元 大阪府西警察署長

【 監 事 2名 】 2名以内

氏 名	職 名 等
熊木 豊	熊木豊税理士事務所 税理士
表 正良	表正良税理士事務所 税理士